

2 交流拠点等の整備に対する支援

2 交流拠点等の整備に対する支援	担当府省庁
(1) デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）	内閣官房・内閣府
(2) 地域再生支援利子補給金	内閣府
(3) 都市再生整備計画事業 （社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）	国土交通省
(4) 都市構造再編集中支援事業	国土交通省
(5) スモールコンセッション（先導的官民連携支援事業）	国土交通省

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和6年度予算額 1,000.0億円
（令和5年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

○ 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

R6当初

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

（注1）令和5年度補正予算において、735億円を措置。
 ・デジタル実装タイプ：360億円
 ・地方創生拠点整備タイプ：300億円
 ・地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
 ・地方創生推進タイプ：15億円
 （注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○ 主な対象事業
デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（先駆型・横展開型・Society5.0型）

	対象となる事業
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

- 東京圏からのU/IJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
 - 市町村が、U/IJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援
- 地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援。（プロフェッショナル人材事業型）
- 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

道の駅に隣接した観光拠点

子育て支援施設

スタートアップ支援拠点

資金の流れ

国

交付金

（※地方財政措置を講じる）

都道府県
市町村

期待される効果

○ 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

40

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要



地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

● 制度概要

事業類型

対象

上限額補助率

先駆型

先駆性の高い
最長 5 年間の事業

国費：都道府県：3.0億円
中核中核：2.5億円
市区町村：2.0億円
補助率：1/2

横展開型

先駆的・優良事例の横展開
を図る最長 3 年間の事業

国費：都道府県：1.0億円
中核中核：0.85億円
市区町村：0.7億円
補助率：1/2

【補正分】

万博の開催を契機として
実施する地方創生に資する事業

国費：1.0億円
(申請主体は都道府県に限る)
補助率：1/2

Society5.0型

地方創生の観点から取り組む、未
来技術を活用した新たな社会シ
ステムづくりの全国的なモデルとなる
最長 5 年間の事業

国費：3.0億円
補助率：1/2

市町村が、UIターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援。【地方創生移住支援事業】

省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備を支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

● 制度概要

事業類型

対象

上限額補助率

当初予算分

原則 3 か年度以内
の事業
(最長 5 か年度)

国費：都道府県15億円
中核中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

補正予算分

単年度の事業

国費：都道府県15億円
中核中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

＜民間事業者の施設整備に対する間接補助＞ R4補正から導入

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2※1を交付することを可能とする。
⇒ 地方財政法第5条第5号の特例として、地方負担分について地方債の充当が可能となるよう地域再生法を改正（令和6年4月19日施行）※2。

● 民間事業者

● 地方公共団体

● 国

施設等整備費用

全部又は一部を補助

1/2を補助

※1：国負担は事業費の1/3（かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限
※2：設置条例に基づき「公の施設」に位置づけられるものに限る。

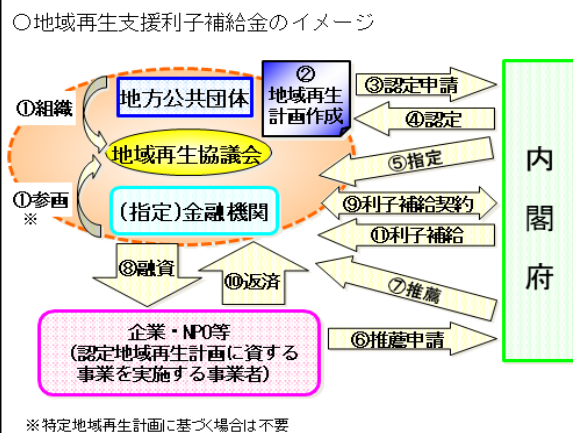
地域再生支援利子補給金（内閣府地方創生推進事務局）

令和6年度予算額 2.3億円
(令和5年度予算額 2.3億円)

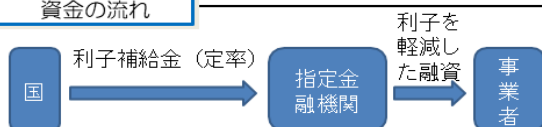
事業概要・目的

- 目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという
地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、
デジタル等も活用して地域経済を活性化させ、雇
用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を
行うものです。
- 概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事
業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで
必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機
関を指定（以下「指定金融機関」という。）した
うえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給
金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金
融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算し
て5年間です。
また、具体的実施事業を計画に記載する特定地
域再生計画に基づく場合は、金融機関が地域再生
協議会の構成員であることを必要としない要件緩
和を行います。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 投資誘発、デジタル等も活用した地域経済の活性化、
雇用の創出が期待されます。
- 令和6年度において、利子補給金の支給対象となる金
融機関から事業者への融資額は、7.3億円を予定して
います。

＜特定地域再生支援事業＞

- ・地域住民の交通手段確保のためのコミュニティバス、デマンドバス等の取得
- ・スポーツ施設など、地域住民の健康増進のための施設等の整備
- ・高齢者向け住宅、子育て支援施設、生活支援サービス拠点等の福祉施設の整備
- ・風力発電、太陽光発電、バイオマス燃料等の施設・設備の整備、グリーンビルディングの新設等
- ・遊休施設の活用

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効果的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）
※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づいた事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※1}から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場^{※1}から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）^{※2}かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2 直前の国勢調査に基づく（今後、直前の国勢調査の結果に基づきDIDに含めると見込まれる区域を含む）

→ただし、令和6年度末までに画に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していても要請可能。
→立地適正化計画の策定で図ける具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も最も維持される。②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と整合がないと認められる区域

- (1) 歴史的風致維持向上計画
- (2) 観光面整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村[※]の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）

- (1) 基幹市町村[※]と連携市町村[※]が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- (2) 基幹市町村[※]と連携市町村[※]が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村。連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

【要件④：産業・物流機能の強化】

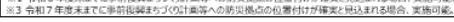
○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域【（1）、（2）ともに、複数の要件を満たす必要】

- (1) 半導体等の戦略分野に関する国家的プロジェクトに関連する区域。（国家的プロジェクトは内閣府が選定）
- (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（同地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
【令和10年度末までに画に提出される都市再生整備計画に添る】

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられ戦略分野に属する企業
- 経済安全保障推進法に基づき特定重要物資に属する企業
- 地域未来投資促進法に基づき地域経済牽引事業の承認受託企業に属する企業

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）
 ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の交付率：45%

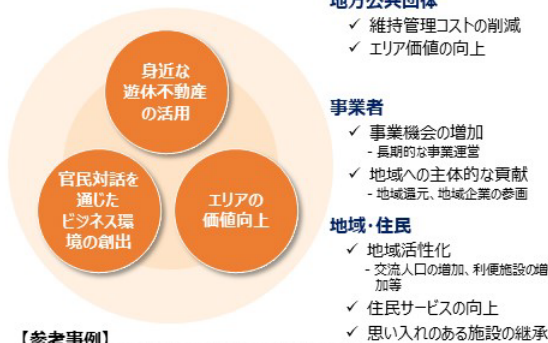


スモールコンセッションの推進

- 地方公共団体が所有・取得する空き家等の身近な遊休不動産※1について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模※2なPPP/PFI事業※3を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組みである、スモールコンセッションを推進。

※1 廃校等の現在使われていない施設、住民から寄付を受けた古民家等 ※2 事業費10億円未満程度 ※3 コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営

■スモールコンセッションの主なポイントと効果



【参考事例】

○旧菊田家付屋町家群を活用した施設の管理運営事業（岡山県津山市）



【事業手法】コンセッション方式
 【事業期間】運営権設定日～2040年3月（約20年間）
 【事業費】約1.9億円
 【運営権対価】約74百万円※2023年3月まで無償
 【補助金】地方創生交付金、街なみ環境整備事業 ほか

個人から寄付された伝統的建造物に指定されている町家を活用した宿泊施設で、マーケット見合いの料金設定や、周辺飲食店との連携等の事業運営を実施。

■スモールコンセッションに活用可能な主な予算支援

民間提案型官民連携モデル事業 新規

民間提案に基づく新たな官民連携手法の構築に向けて、スモールコンセッション等の分野について、民間からの優良なシース提案について、当該シース提案を行った民間事業者と国土交通省が一体となって、モデル的に導入検討を行う。

専門家派遣によるハズオン支援 優先採択

人口20万人未満の地方公共団体に対して、国土交通省が委託契約したコンサルタントを専門家として地方公共団体に派遣し、事業スキーム案の検討等に対してハズオン支援を行う。

先導的官民連携支援事業 優先枠設定

地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

＜補助率・補助限度額＞

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

（注）都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

○吉川小学校跡地の公共施設等運営事業（福岡県宮若市）



【事業手法】コンセッション方式
 【事業期間】運営権設定日～2055年3月（約30年間）
 【事業費】約11.5億円（※他2施設との合計費用）
 【運営権対価】課税標準額相当額に50/1000を乗じて得た額に、当該年度の固定資産税相当額を加えた額を年額

宮若市と民間企業が連携協定を締結し、AI開発センターとして旧校舎棟を活用するほか、グラウンド、体育館を農業観光振興センターと地産地消レストランに整備。